

○共同水源林造成特別対策事業実施要綱

(昭和52年7月1日 52林野造第104号)
(農林水産事務次官より都道府県知事あて)

第1 趣 旨

近年における水需給は、経済の発展、都市化の進行等によりますますひっ迫の度合を濃くしており、このまま推移すれば、今後の社会経済の発展、国民生活の向上等の上で大きな制約要因となりかねない状況にある。

上流から供給される水は、河川等を通じて流下し、地域住民の生活、産業等に利用される資源である。このため、水需給上重要な水系の上下流の地域社会が一致協力して水資源のかん養、適切な利用等を図り、水問題の解決に取り組むことが強く要請されている。

この事業は、このような観点にたって、人口、産業等の集中している地域の上流域に存在する森林のもつ水源かん養機能の向上充実により、水供給効果の向上を図るため、当該水系の上下流域にある都道府県等が共同して水源林の造成整備を緊急かつ計画的に推進する措置を講じ、もって水需給の安定化に資そうとするものである。

第2 方 针

- 1 この事業は、第1の趣旨に基づき、水需給上重要な水系の上流域における民有林を対象として水源かん養機能の向上充実を図るため、当該流域について共同水源林造成計画を作成し、上下流の都道府県等が共同して費用を分担し、緊急かつ計画的に健全な森林の造成整備を行うことを目的とする。
- 2 この事業の実施に当たっては、森林開発公団法（昭和31年法律第85号）第18条第1項第6号に規定する事業との調和を図るとともに、森林、林業に関する諸施策との関連に配慮して、これを推進するものとする。

第3 共同水源林造成計画の作成

1 事業主体等

水需給上重要な水系の上下流域にある都道府県の知事（以下「知事」という。）は、当該水系の流域に係る民有林（以下「水源林」という。）の造成整備を推進するため、当該水源林についておおむね5年を一期とする共同水源林造成計画（以下「造成計画」という。）を共同して作成するものとする。

2 計画の内容

造成計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水源林の区域及び現況
- (2) 水源林の整備の目標及び効果に関する事項

- (3) (2)の目標を達成するための造林、保育等の事業（以下「水源林造成事業」という。）の実施に関する計画
- (4) 水源林造成事業の実施主体に関する事項
- (5) 水源林造成事業の実施に係る費用分担に関する事項
- (6) 水源林造成事業の実施に必要な資金の調達等に関する事項
- (7) その他水源林造成事業に関し必要な事項

3 計画の要件

造成計画は、水源林の存する地域の自然的、社会的及び経済的諸条件に即応しつつ水源林の造成整備を行うことにより、当該水源林の水源かん養機能を高度に発揮させるとともに、併せてその他の諸機能を発揮させることを旨として作成し、かつ、次の要件に適合するものでなければならない。

- (1) 地域森林計画その他地域の振興に関する計画等と有機的関連性をもつものであること。
- (2) 水源かん養機能を高度に発揮させるため、水源林の造成整備が計画的に行われるものであること。
- (3) 水源林造成事業の実施に係る費用分担の内容が適切なものであること。
- (4) 技術的、資金的その他の見地からみて実施可能なものであること。

4 計画の承認

知事は、造成計画を定めようとするときは、第5の1の(1)の協議会の意見を聞くとともに、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県以外の地方公共団体で水源林の造成整備に係る費用を分担するものがあるときは、当該地方公共団体の長の意見を聞くものとする。

5 計画の変更

知事は、造成計画の前提となった諸条件の変動等により造成計画の重要な変更を行う必要が生じたときは、4に準じて造成計画を変更するものとする。

第4 水源林造成事業の実施

水源林造成事業は、造林の事業を行うことを主たる目的として民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立され、かつ、地方公共団体が社団法人にあっては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出している法人であって、造成計画において水源林造成事業の実施主体として定められるもの（以下「共同水源林造成法人」という。）が実施する。

第5 事業の推進

1 都道府県の推進体制

- (1) 知事は、造成計画の作成に関する重要事項を協議するため、造成計画作成協議会（以下「協議会」という。）を開催するものとする。
- (2) 協議会は、この事業に關係する市町村、共同水源林造成法人、農林漁業金融公庫、

442 共同水源林造成特別対策事業実施要綱

森林組合等の代表者、都道府県の関係職員、学識経験を有する者等をもって構成する。

- (3) 知事は、水源林造成事業の実施に関し、啓もし普及、助言、指導等に当たるものとする。

2 国の指導援助

国は、造成計画の作成及び水源林造成事業の実施に関し、指導、調整その他の援助に当たるものとする。

第6 助 成

- 1 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において第3の事業の実施に必要な次に掲げる経費について、林業関係補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通達、以下「交付要綱」という。)及びこの要綱の定めるところにより、その一部を補助するものとする。

- (1) 都道府県が行う造成計画作成のための調査に要する経費
(2) 都道府県が行う造成計画作成に要する経費
(3) 都道府県が行う協議会の開催に要する経費

- 2 国は、毎年度予算の範囲内で、水源林造成事業の実施に必要な経費について、交付要綱及び造林補助事業実施要領(昭和48年5月15日付け48林野造第90号林野庁長官通達)に基づいて補助を行うものとする。

- 3 水源林造成事業を実施する場合における農林漁業金融公庫の融資については、同公庫の業務方法書に定めるところによるものとする。

第7 その 他

この事業の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるものとする。